

上砂川町民間賃貸住宅建設費補助制度施行要領

(目的)

第1条 この要領は、上砂川町民間賃貸住宅建設費補助制度要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格登録)

第2条 要綱第2条第3号の規定に基づき、資格登録業者の資格を登録しようとする者は、上砂川町民間賃貸住宅建設費補助金資格登録申請書(別記様式第1号)により町長に申請するものとする。

(補助対象経費)

第3条 要綱第5条に規定する補助対象経費は、次の各号に掲げる経費を含まないものとする。

- (1)用地測量、設計費及び用地造成費
- (2)備品類に要する経費、ただし、住宅の一部として建築されるものを除く
- (3)印紙代、登録費用、災害保険料、融資又は登記等に要する手数料

(補助金交付申請)

第4条 要綱第7条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、上砂川町民間賃貸住宅建設費補助金交付申請書(別記様式第2号)に、工事契約書、資金計画書、各種図面、建築基準法の規定による確認済証及び指定された書類の写しを添えて、町長に申請するものとする。

(変更承認申請)

第5条 要綱第10条の規定により交付決定を受けた内容等を変更しようとするときは、上砂川町民間賃貸住宅建設費補助金変更承認申請書(別記様式第3号)に、その変更しようとする内容等を明らかにすることができる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 要綱第10条ただし書きの規定による軽微な変更とは、補助事業者、補助対象経費及び補助金等の額の変更を伴わないものとする。

(実績報告等)

第6条 要綱第11条の規定により実績を報告しようとするときは、上砂川町民間賃貸住宅建設費補助金実績報告書(別記様式第4号)に工事受渡(引渡)書、請求書又は領収書、建築基準法の規定による検査済証、完成写真、登記簿謄本の写し及びその他指定された書類の写しを添えて、町長に提出するものとする。

(報告等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた年度から10年間、毎年度末日までに上砂川町民間賃貸住宅管理運営状況報告書(別記様式第5号)を申請者に求めることができるものとする。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年3月31日限りその効力を失う。